

デイサービスセンター大野木指定通所介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人清里が開設するデイサービスセンター大野木（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、予防専門型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態もしくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 デイサービスセンター大野木指定通所介護事業所
- （2）所在地 名古屋市西区大野木4丁目185番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（生活相談員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）従業者
 - 生活相談員 1名以上
生活相談員は利用者及び家族からの相談や、事業の提供、事業所に対する利用の申込に係る調整補助及び他の従業者と協力して通所介護計画書、予防専門型通所サービス介護計画の作成補助等を行う。
 - 介護職員 4名以上
介護職員はサービスの提供に当たる。
 - 看護職員 1名以上
看護職員は、健康管理等の業務に当たる。
 - 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当る。

従業者は、指定通所介護及び予防専門型通所サービスの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。（但し、12月31日から1月3日までを除く）
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）サービス提供時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。
（但し、利用者の要望に応じて、時間外の対応も行う）

（利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1単位 30名（通常規模）

（内容及び利用料等）

第7条 事業の内容は次のとおりとし、その利用料の額は、介護報酬の告示上の額もしくは名古屋市介護予防・日常生活支援事業の実施に関する要綱別表に記載された額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険割合証に記載された割合に応じた額とする。

- （1）食事の提供
 - （2）入浴（一般浴・機械浴）
 - （3）日常生活動作の機能訓練
 - （4）健康チェック
 - （5）送迎
 - （6）アクティビティ・介護予防
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmにつき40円を徴収する。
- 3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、1時間につき1,500円を徴収する。
- 4 食費は、食事代600円、おやつ代100円を徴収する。
- 5 おむつ代は1枚につき150円を徴収する。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 特別の理由なく、当日利用の取消をされた場合、取消料（食費相当額 食事代600円 おやつ代100円）を徴収する。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、名古屋市西区全域、北区（会所、大我麻、楠、喜惣治、中丸）、北名古屋市（久地野、二子、九之坪、加島新田）とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 従業者は、事前に利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - （1）気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - （2）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
 - （3）時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（個人情報の保護）

第12条 事業者、従業者又は従業者であった者は、事業を提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しないものとする。

- 2 事業所は、契約者及びその家族に関する個人情報の管理を徹底し、事業所が定める利用目的以外に使用しないこととする。又その利用に際しては、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3ヶ月以内
- （2）継続研修 適時

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業所は、虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報・相談することとする。

- 2 発生原因を十分に調査・分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、従業者の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努めることとする。
- 3 虐待防止責任者には施設長、担当者には生活相談員がその職務にあたる。
- 4 事業所は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置する。
 - （1）虐待防止委員会は、年1回または虐待発生の都度開催する。
 - （2）虐待防止委員会の委員長は、介護職員等とする。
 - （3）虐待防止のための研修を年1回以上、または新規職員採用時に行う。

（身体拘束等の適正化に関する事項）

第15条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和元年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 6月 1日から施行する。
この規程は、令和5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 7月 16日から施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。